

## 論文の要約

論文題目 米国の特殊教育における教職の専門職性理念の成立過程  
—特異児童協会の活動を中心に—

氏名 志茂こづえ

本研究は、1920年代から1980年代における米国の特異児童協会(Council for Exceptional Children、以下 CEC) による特殊教育教師のプロフェッショナル・スタンダードの策定および障害児教育の立法要請に関する活動を歴史的に検討することを通じて、米国の特殊教育における教職の専門職性理念の成立過程を解明した。

CEC は 1922 年に国際特異児童協会(International Council for Exceptional Children、以下 ICEC) として創設され、現在は、特異性(障害や天賦)を有する人への教育の向上を目的として、教育政策の提唱、プロフェッショナル・スタンダードの制定、専門職能開発、出版などの活動を行う専門家協会である。本研究は、CEC が自らを専門家協会と称して活動している点、特殊教育における教育者のプロフェッショナル・スタンダードを成立させてきた点、米国の特殊教育政策に関与してきた点に着目し、CEC は専門家協会、専門的知識、専門家養成、専門家倫理、公共的使命、自律などを構成概念とする専門職性理念の成立過程を検討するに足る組織であると考えた。

先行研究において、教師の専門性および教職の専門職性は深く広く検討されている。しかし特殊教育については教育を構成する一分野として取り扱われることが多く、CEC による研究を除けば、ICEC の初代会長のファレルに関する研究、障害児が教育を受ける権利を擁護する団体としての CEC の評価、特殊教育教師の養成・免許に関する研究などに限られており、歴史的・包括的な研究は管見の限り見当たらない。

そこで、特殊教育における専門家協会としての CEC の特性、全障害児教育法成立までの CEC の立法要請活動の意味、CEC による特殊教育の教育者のプロフェッショナル・スタンダードの成立過程を明らかにすることを本研究の課題とした。これらの課題の検討から得られる新たな知見を基に、米国の特殊教育における教職の専門職性理念の成立過程とその背景と特性を考察した。

本章は六章構成である。第一章では、1922 年の ICEC 創立を焦点に、ICEC の創立者たち、特にファレルの言動を中心に検討した。ファレルの教師養成の考え方には、理論と実践を二項対立的に議論せず理論と実践の間を円滑に行き来する方法論が見られた。ICEC の創立者たちは、特殊教育に携わる多様な教師たちが専門的に共に学び合う場を求めていた。そして ICEC が共有する、学校は人が幸福になるためにあるというファレルの信条は、すべての児童・生徒に適切な教育を提供するという公共的使命を帯びていった。ICEC の創立には、専門家としての教師在り方、学び、使命など現代的な専門職性理念の確立の礎としての特性が見られた。

第二章では、ブラウン判決前であり、ICEC が全米教育協会（National Education Association, 以下 NEA）の傘下にいた時期に着目し、1940 年代から 1950 年代に ICEC の協会誌で立法への関心を導いた二人の執筆者の論理を検討した。一貫していた論理は、連邦法に関心を持つことが教育の平等を促進し教育の機会を高めるという論理と、連邦資金は連邦支配を意味するものではないという論理であった。また検討の結果は、ICEC が NEA の活動の影響を受けていた点と、法案の不成立という不結果の経験が活動方針の転換を導いた可能性を示唆するものであった。

第三章では、1966 年発表の CEC の『特異児童の教育者のプロフェッショナル・スタンダード：教職基準プロジェクト報告』（以下、PS-1966 年版）の成立過程を検討した。策定の背景には、特異児童・生徒の教育者の職の自律性や特殊教育教師養成の質保証に関する問題意識があった。PS-1966 年版は、知識が形成する力量を基盤とし、専門家は成長し続ける責任を負い専門家協会が専門家の成長を促進する責任を負うという概念を示していた。PS-1966 年版は、自律的な専門家協会の在り方として専門家協会が作成した点が重要だと考える。

第四章では、1976 年の『特異児童の教育における人材のためのガイドライン』公表に至る CEC による PS-1966 年版改訂活動を検討した。1970 年代前半の米国には、専門家がスタンダードのためのガイドラインを作成する活動や自発的なア kreditation によって教師教育の質を高めようとする動向があり、特殊教育においてはインクルーシブ教育へ

の転換に向けて急激な発展と変化があった。これらを背景に CEC は、教師の専門性向上、教育に関する他の協会・機関・組織との関係性の再構築、力量を定めるための方法論の提示を目指すようになったと考えられた。

第五章では、CEC による全障害児教育法要請活動を検討した。全障害児のための平等な公教育の保障を追求するだけでなく、その教育の質を保証しようとした CEC の活動に、教育の専門家としての公共的使命と自律的責任が見られると考える。CEC にとって平等な教育とは、個々の潜在力を最大にまで伸ばすための適切な教育を全児童・生徒に保証することであった。また教育の平等を担保するために、協議の必要性が示された。

第四章と第五章で扱った 1970 年代の CEC の二活動を検討した結果、CEC には連邦行政、州の教育行政、専門家組織、学校・教師それぞれの特殊教育における責任の所在の明示への尽力が見られ、専門家協会としての自律の在り方にも変化が見られた。

第六章では、1983 年版の CEC のプロフェッショナル・スタンダード（以下、PS-1983 年版）と 1984 年に CEC 臨時特別委員会が報告した『『危機に立つ国家』への回答』（以下 CEC 回答書）を検討した。PS-1983 年版は、倫理綱領、職務規定、教師養成基準によって規定され、「CEC 回答書」は、多様に特異な児童・生徒が受ける教育の機会の保障および教育の質保証を中心に論じられていた。これらは、特殊教育における教職の専門職性理念には特異児童・生徒への深い関与という性質が色濃く見られることを示唆している。

以上の検討から、研究課題について以下のことを明らかにした。まず、CEC の特性はその包含性にあった。この特性は、教師の学びを拓げることに役立ち、CEC が教育行政との連携を強化することに寄与し、1980 年代半ばの米国の教師改革の主流とは異なる文脈を形成することに影響したと考えられる。次に、CEC/ICEC の立法要請活動は、教育の平等保障と質保証を求めた教育の専門家協会の活動として意味がある。CEC の政治的活動は、公共的使命および自律的責任を有する専門家協会の特色を帯びていると考えられるからだ。第三に、CEC のプロフェッショナル・スタンダードは、専門家の自律を優先するためだけでも知識とスキルの高さを規定するためだけでなく、使命と倫理を有し、児童・生徒のために尽力する教師であることを規定するためのスタンダードとして成立してきたと考えられた。

以下、特殊教育における教職の専門職性理念の成立の背景、成立の過程、特性を考察した。成立の背景は、一つに、特殊教育が新領域であった、特殊教育の対象の児童・生徒の多くはなんらかの脆弱性を抱えている、特異性が多様なため教育者間が分裂しやすいといった特殊教育自体の特性にあると考えられた。米国の教育制度という背景においては、教育は州の

専管事項だが特殊教育においては平等保護の観点から連邦の関与を可能とする米国憲法の特徴に加え、1968年に行われた連邦行政内の改組の寄与が考えられた。

成立過程は4つに区分した。20世紀前半においてICECが示してきた特殊教育における教職の専門職性は、特殊教育に関する考え方を中心に据え、協会を礎とし、大部分は特殊教育教師育成によって構成されている。1960年代に見られる専門職性理念は、協会を礎としている点が変わらないが、プロフェッショナル・スタンダードを有したことで、専門家の力量、責任、成長が中心となるより求心性の高い構成となっている。1970年代の専門職性理念は1960年代とは抜本的に異なる。特殊教育の質保証という社会的目的を中心に据え、専門家協会の責任と使命を礎とし、特殊教育教師の育成と平等な教育の実現の二本立ての構造をしている。1980年代の専門職性理念は、1970年代の公共的使命を礎にする点を受け継ぎつつ二本立ての専門職性を統合し、倫理綱領と職務規定が専門家育成を意味付けし規定する形態へと変化している。この専門職性理念は、かなり現代的な理念を呈しており、20世紀後期以降の特殊教育の専門職性理念の原型を導いたと考えられる。

専門職性理念の特性として、第一に特殊教育の教育者の育成に際し、あるべき特殊教育教師の姿が描かれている点と、教師の生涯にわたる成長が前提とされている点が挙げられる。第二に自律的在り方の変遷により、専門家協会が保障する教師の自律や互いに自律し合う関係における協議の可能性など着目すべき点が見られることにある。第三は、専門家倫理が高い自律性と教育の平等を保障するための高い基準を有し、全ての人々にとっての恩恵に言及し、倫理を法の上においている点である。

以上、米国の特殊教育における教職の専門職性理念の成立過程を明らかにし、教職の専門職性理念に関する議論への新たな視座となりうる考察を行った。

今後の課題として、NCLB法による影響の評価、CECの倫理綱領と職務規定の改訂の意義、米国の他の教育関連組織との連携の影響の検討が残されている。最後に、日本のインクルーシブ教育への具体的な示唆を得られなかったことが本研究の限界である。